

Tax

Issue P315/2020 – 2020年6月10日

日本語翻訳版

Tax Analysis

新エネルギー自動車業界が直面する 税務上のチャレンジとチャンス：研究 開発と生産

世界の自動車産業が長きに亘って模索・推進してきた運輸用エネルギーと動力システムの変革は、新エネルギー自動車の台頭により、大きく加速した。自動車産業において、電動化・知能化・コネクテッド化・シェアリング化が将来の方向性となっている。近年、複数の国が新エネルギー自動車の発展を後押しするため、化石燃料車の販売禁止のタイムスケジュールと新エネルギー自動車の発展目標を打ち出した。最近開催された「两会」（全国人民代表大会と全国人民政治協商会議）で中国政府が今年目標として掲げた「両新一重」プロジェクト（新型インフラと新型都市化、及び交通・水利などの重点プロジェクト）の支援強化に、「新エネルギー自動車の普及」も組み込まれている。中国自動車市場が2018年以降、全体的に不況に陥る中、新エネルギー自動車は成長を維持している。また、多くの新エネルギー自動車ブランドも誕生した。伝統的な自動車産業が大きなチャレンジとモデルチェンジの圧力に直面する中、従来型の自動車メーカーは資金・サプライチェーン・技術の優位性をもって、新エネルギー自動車事業を加速して展開することが求められている。

伝統的な自動車産業と比べて、新エネルギー自動車は研究開発・生産製造・販売のビジネスモデルにおける多様化が進んでいるため、タックスプランニング上、より豊富で柔軟な選択肢を採用することが可能である。私どもは自動車業界に関する長年のサポート経験と所見を踏まえた上で、中国新エネルギー自動車業界の研究開発と生産段階においてよく見受けられる税務問題について、概要分析を行う。

研究開発段階

どのようにしてハイテク企業向け優遇政策を合理的に適用すべきか？

新エネルギー自動車の関連技術は、国が重点的に支援するハイテク分野に属しており、関連企業は往々として顕著な研究開発活動を行っている。ハイテク企業資格を申請し、15%の企業所得税優遇税率の適用を受けることで、企業全体の税負担を軽減することは、中

Authors:

Beijing

Yi Zhou

Partner

Tel: +86 10 8520 7512

Email: jchow@deloitte.com.cn

Guangzhou

Edison Zuo

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

Yangyang Chen

Director

Tel: +86 20 2831 1674

Email: yangyichen@deloitte.com.cn

Winky Huang

Manager

Tel: +86 20 2831 1325

Email: winkhuang@deloitte.com.cn

国で新エネルギー自動車産業に従事する経営者、特に中国に本社を置く新エネルギー自動車企業にとって、税務管理上のキーファクターの1つとなる可能性が高いと考えられる。現在、ほとんどの新エネルギー自動車企業は設立初期の資金調達段階にあり、15%の優遇税率を享受するための十分な利益をまだ生み出していない。しかし、それはハイテク企業資格の申請を行わない理由には該当しない。優遇税率の適用のほか、条件に合致する欠損金の繰越期間を通常の5年から10年に延長することが可能であるためである。新エネルギー自動車の研究開発サイクルは長いことから、企業が適切なタイミングでハイテク企業資格を取得できなかった場合において、利益獲得を実現した時点でこれまでの研究開発への投資による欠損金の繰越控除の有効期間を超えたときは、繰越欠損金の控除の不適用という事態に陥る可能性がある。また、ハイテク企業資格の取得は、企業が政府からより多くの財政補助金の支給を受け、企業の信用評価と融資能力の向上にも有益である。従って、新エネルギー自動車企業はハイテク企業資格申請によるメリットを総合的に評価し、自身の実情と事業計画を踏まえた上で、ハイテク企業資格の申請と関連優遇政策の適用のタイミングについて、合理的な意思決定を行う必要がある。

なお、ハイテク企業資格を申請する過程において、中国新エネルギー自動車業界の特性に鑑みて、関連企業は以下の検討事項に直面する可能性が想定されるため、予め対策を講じる必要がある。

- 申請主体の自動車販売による収入がハイテク製品（サービス）収入に該当するか否か——「ハイテク企業のハイテク製品（サービス）の販売による収入が当期の総収入に占める割合は60%を下回ってはならない」と規定されている。実務上、新エネルギー自動車企業は完成車の生産を外部に委託し、完成車をメーカーから購入して販売することが多い。その場合、自動車販売による収入が「ハイテク製品（サービス）の販売による収入」に該当するか否かは、実務における論争が存在する（詳細については、後述の「生産モデル」に関する分析を参照のこと）。
- 申請主体はどのようにして研究開発費対収入比率の基準を満たすことを維持するか——「ハイテク企業の研究開発費対売上総額比率は、一定の基準を下回ってはならない（例：直近一年の売上が2億円を超えた場合、研究開発費対売上総額比率は3%を下回ってはならない）」と規定されている。新エネルギー自動車企業が研究開発費対売上総額比率の基準を満たし、維持することは、設立初期の段階では難しくない。しかし、企業の発展と規模の拡大につれて難しくなるという認識が一般的である。企業は状況に応じたビジネスモデルの調整に関する検討が必要となる可能性がある。
- 申請主体の中国国内で発生する研究開発費が要件を満たすか否か——「ハイテク企業の中国国内で発生する研究開発費は、研究開発費総額の60%を下回ってはならない」と規定されている。実務上、新エネルギー自動車の研究開発は、海外の研究開発組織の関与を必要とする可能性がある。その場合、企業はハイテク企業資格の要件を満たすために、研究開発機能を国内と国外との間に適切に配分する必要がある。

適切な研究開発モデルの選定と効果的な費用管理をどのように実施すべきか？

新エネルギー自動車企業は研究開発のモデルとプランの選択において、様々な選択肢が存在する。その例として、自社で開発するか、アウトソーシングやシェアリングモデルを採用して開発するか、研究開発部門を会社の下部組織にするか、独立法人として設立するかということが挙げられる。法務上・税務上・財務上に受ける影響は、モデルとプランによって異なる可能性がある。

For more information, please contact:

China Tax Managing Partner

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Email : eunicekuo@deloitte.com.cn

Northern China

Beijing

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Email : andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China

Shanghai

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Shenzhen

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Email : vicli@deloitte.com.cn

Western China

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel : +86 23 8823 1208

Email : ftang@deloitte.com.cn

税務上、研究開発費はハイテク企業資格の審査における重要な指標の1つ（詳細は、前述のハイテク企業資格申請に関する分析を参照のこと）である。また、企業が「研究開発費の追加控除」の優遇政策の適用を受けられるか否かにも直接関係している。従って、新エネルギー自動車企業は、複数の潜在的な研究開発モデルおよびプランにおける「研究開発費の追加控除」金額の差異について分析する必要がある。その一例として、アウトソーシングモデルが挙げられる。その場合に、委託元が委託先に支払った研究開発費は、その80%のみが委託元の「研究開発費追加控除の計算ベース」に算入できる。更に、海外への研究開発である場合、「対研究開発総額比率」についても一定の制限を受ける。そのため、研究開発費が変わらない前提の下で、アウトソーシングモデル、特に海外アウトソーシングモデルを採用した場合には、そうでない場合に比べ「研究開発費追加控除の計算ベース」に算入できる金額が減少する。関連企業は、政府の施策方針に順応して、できる限り国内アウトソーシングモデルまたは自社開発モデルの採用を検討することが推奨される。アウトソーシングモデルの使用が前提である場合、「委託元が研究開発に必要な材料や関連サービスを購入して委託先に提供する」などの適切なビジネスアレンジを検討することが推奨される。

また、研究開発費の集計・記録・データ保存は、新エネルギー自動車企業が研究開発活動のマネジメントにおいて直面する課題の1つである。財務会計・ハイテク企業資格申請・研究開発費の追加控除のいずれにおいても、企業は研究開発プロジェクト及び研究開発費用支出の集計を明確にしなければならない。財務会計・ハイテク企業資格申請・研究開発費における研究開発費用の集計対象と集計方法とが異なるため、企業による研究開発費管理の難易度は高い。企業は研究開発プロジェクトを実施する前に、研究開発プロジェクト及び研究開発費用支出について、健全で整備された管理体制を構築することによって、プロジェクトごとの人件費・経費・材料費・製造費の正確な集計と十分な記録保存を確保する必要がある。そして、財務上の影響（例：研究開発費の資産計上時点における財務諸表への影響）を踏まえた上で、研究開発費の集計とそれに基づく試算結果がハイテク企業資格申請や研究開発費の追加控除の要件を満たせるよう確保する必要がある。

海外での研究開発活動をどのように適切に手配すべきか？

研究開発機能の一部を中国国外に配置している新エネルギー自動車企業は、海外での研究開発活動も含めて、アレンジを考慮する必要がある。具体的には、海外での研究開発活動について企業が考慮すべき要素は通常、以下の項目が含まれるが、それらに限らない。

- 海外研究開発に関する法的枠組みとリスク——外国投資に対する規制（例：対米外国投資委員会による審査）、製品・サービス・知的財産権にかかる輸出規制、経済制裁（例：貿易摩擦が研究開発活動に与える影響）等に関連する。
- 海外における研究開発活動への資金支援——典型的なケースとして、国内で融資を通じて得た資金を海外に送金し、海外における研究開発に充てるために実行可能となる方法の検討が存在する。例えば、海外における研究開発への資金提供方法として、權益性投資・ローン・委託研究開発などが挙げられる。
- 知的財産権の配置——研究開発の成果は全て国内で保有するか、国内と国外で共同で保有するか、または国内と国外の間に適切な配分を行うか検討する。

上述の事項に基づき、海外での研究開発活動のアレンジを考慮する際に、資金効率・ビジネス上の実行可能性・法的保護・上場準備への影響等について総合的に評価する必要があるほか、税務リスクについても考慮する必要がある。上述の知的財産権の配置を例に挙げると、これまで、「低税率地域で登記され、実質的な経営活動に欠ける企業」に知的財産権を保有させることによって超過利益を得るというアレンジがよく見受けられた。近年、BEPS行動の実施や租税回避防止のための国際協力の強化に伴い、上述のような知的財産権のアレンジについて、各国の税務当局から質疑を受けるようになった。海外で知的財産の所有権を保有する事業体が、それに見合う利益の取得に関する正当性を得るためには、知的財産権の開発（Development）、改良（Enhancement）、維持（Maintenance）、保護（Protection）、活用（Exploitation）（いわゆる「DEMPE機能」）に寄与する必要がある。従って、企業は知的財産権の配置やそれに関連する無形資産の関連者間取引のアレンジを行う際に、上述の政策と実務との変化を考慮に入れることにより、潜在的な税務リスクを回避することが推奨される。

海外での研究開発活動が実行段階に移った後、関連企業は実務上発生する可能性のある税務リスクに留意する必要がある。例えば、海外事業体に研究開発を委託するアレンジが挙げられる。その場合、国内企業は、サービス契約書上、技術開発に関するマイルストーンの設定及び支払スケジュールの明確な約定を確保するために、商務・外貨管理・科学技術などの政府機関への契約書の届出を適時に行い、外国送金と免税適用に関するコンプライアンスを確保する必要がある。また、海外の研究開発者が中国国内で活動する場合、企業の財務部と人事部はモニタリングフローを作成し、国外の研究開発事業体に生じる中国での恒久的施設認定リスク及び潜在的な中国納税義務を適時にモニタリングする必要がある。

生産段階

アウトソーシング生産モデルを採用する場合、新エネルギー自動車企業はハイテク企業資格認定の要件を満たすことができるか？

前述のように、ハイテク企業資格を申請し、15%の企業所得税優遇税率の適用を受けることは、新エネルギー自動車企業にとって、税務管理上のキーファクターである。現在の実務において、新エネルギー自動車業界で一般的に採用されているアウトソーシング生産モデルは、上述の優遇政策の適用の際に、一定の障害をもたらしている。工業化情報化部から新エネルギー自動車の生産許可を取得するために、ほとんどの国内の新エネルギー自動車企業は、アウトソーシング生産モデル（従来型の完成車メーカーにOEM生産を委託するモデル）を採用している。もしくは、完成車メーカーとの共同出資により工場を設立し、完成車の生産機能をそこに配置するというモデルも存在している。新エネルギー自動車企業の主体は通常、研究開発機能を有するグループ本社であり、実際に完成車の生産に従事する工場とは異なる法人実体である。具体的な契約関係としては、新エネルギー自動車企業の主体は技術ライセンスを工場に供与し、工場は生産された完成車を新エネルギー自動車企業の主体に販売し、新エネルギー自動車企業の主体が川下向けの販売を担当するというものである。なお、税務上「ハイテク企業のハイテク製品（サービス）の販売による収入が当期の総収入に占める割合は60%を下回ってはならない」と規定されている。新エネルギー自動車企業の主体の完成車販売による収入が「ハイテク製品（サービス）の販売による収入」に該当するか否かについて、実務上、ハイテク企業資格認定を担当する政府機関が企業と異なる見解を持つ可能性がある。一部の政府機関は厳しい認定基準を採用しており、「アウトソーシング生産モデルを採用する場合、新エネルギー自動車企業の主体は実質的に完成車の売買活動に従事しており、関連の収入はハイテク製品（サービス）による収入に該当しない」と考え、ハイテク企業認定の承認を行わないケースも存在する。従って、関連企業はハイテク企業認定にあたって、存在しうる潜在的な障害を把握し、必要とされるコミュニケーションや説明事項について、事前に備える必要がある。実務の観点から、研究開発活動と収入取得の関連性をいかに立証するかについては、ハイテク企業資格認定を担当する政府機関による審査のキーポイントとなる可能性がある。アウトソーシング生産モデルを採用する企業は、現地の商務・科学技術関連の政府機関と積極的にコミュニケーションを行い、主体企業と生産企業との間の締結される生産委託契約書の起草や届出文書の作成などについて、十分に準備作業を行うことが推奨される。

どのようにして主体企業と生産企業との間で合理的な機能の配分を行うべきか？

新エネルギー自動車企業の主体は通常、研究開発機能と本社機能を担い、生産企業と異なる法人実体に所属する。従って、研究開発・生産・サプライチェーン管理などを含む関連機能を主体企業と生産企業との間で合理的に配分する必要がある。工業化情報化部から生産許可を得るために、新エネルギー自動車企業はOEM生産機能のみを担うのではなく、比較的完全な機能（例：関連製品の設計・開発・生産など）を備える必要がある。パートナーとの共同出資で生産企業を設立する場合、生産企業がハイテク企業資格認定の要件を満たすため、出資元はどのようにしてパートナーと共有するリソース（例：知的財産権・研究開発者など）の量を適正レベルに調整するかについて、正確な意思決定が求められる。一方、出資元は主体企業によるハイテク企業資格の取得を確保するために、主体企業を研究開発などの重要な意思決定の策定者に設定し、生産企業の機能を主体企業からの指示の実行に限定する傾向がある。上述の2つの要件は競合する部分が存在するため、出資元は慎重にバランスを取り、関連の方針を共同出資契約書の条項や政府への申請文書に適切に反映する必要がある。

機能配分の後、企業は各当事者の利益を十分に考慮した上で、合理的なグループ内の移転価格ポリシー及び相応な内部ガイドラインを作成し、機能配分案を正確に実行する必要がある。一例として、共同出資で生産企業を設立する場合を挙げる。その場合、グループの財務・税務管理チームは生産準備段階に発生する費用（例：金型開発費・テスト費・試作車開発費・テスト用車開発費・試作車作業場建設費）及び本社費用の集計と配分について、関連の業務部門に明確なガイダンスを提供し、費用の正確な集計及び生産法人と非生産法人との間の合理的な費用配分を実現する必要がある。さらに、費用を配分する際に、その後の影響も考慮する必要がある。主体企業と生産企業とが原価基準法に基づき価格設定及び代金決済を行う場合、生産企業に配分する費用の多寡は、主体企業から受け取る費用の金額に直接的な影響を与えるためである。また、企業は異なる時期における移転価格ポリシーの変化と調整に留意する必要がある。例えば、生産企業は設立初期において、その組織構成が完全な形ではないため、グループ内のその他の企業からサプライチェーン・物流・企業管理などに関するサポートサービスの提供を受ける可能性があることが挙げられる。その場合、サービス費の価格設定は独立企業原則に合致しなければならない。

政府補助金の受領による税務上の影響をどのようにして効果的に管理すべきか？

新エネルギー自動車業界の発展を支援する政策として、多くの新エネルギー自動車企業は設立初期において、政府から多額の補助金（例：工場建設・土地使用権の払い下げ・事務所の賃貸・許可証申請などに関する政府補助金）を取得している。税法の規定により、企業は取得した政府補助金の内、非課税所得に該当しない部分を当期の課税所得額に計上する必要がある。企業の設立初期において、発生する費用の多くは資産に計上されるため、当期の費用として損金算入できる支出は限定されている。このような収入と支出の税務上の計上時期のずれが生じる場合、設立初期における税務コストが発生し、政府補助金の効果を弱める結果となる。従って、設立初期において、新エネルギー自動車企業は政府補助金の受領による税務上の影響に留意し、取得した各補助金が企業所得税上の非課税所得に該当するか否か（例：補助金支給に関する書面資料を取得しているか否か／資金を支給する政府部門は当該資金に対して、専門的な資金管理規定または具体的な管理要求を定めているか否か／企業は当該補助金の運用について、独立で会計記

録を行っているか否か) について正確に判断する必要がある。企業の財務・税務管理チームは補助金の申請段階から関与し、資金管理などの事項について関連の政府機関に確認することで、その後の企業所得税上の非課税所得に該当するか否かの判断、及び関連の会計処理・税務処理のための土台を作る必要がある。

結論

新エネルギー自動車は多くの製品の技術研究開発に関わるため、ハイテク企業向け税収優遇・研究開発費用の管理・知的財産権の配置などに係る税務上の影響は、新エネルギー自動車企業の課題として注目されてきた。また、新エネルギー自動車企業に適用されているアウトソーシング生産モデルは、税収優遇・機能配分などの面で、企業にチャレンジをもたらしている。上述の事項に対して、関連企業は早期的な準備作業の推進、及び積極的な税務上の潜在リスクの低減を行うことで、企業価値の向上の機会を把握することが推奨される。私どもは引き続き、次回以降の Tax Analysis において、新エネルギー自動車業界の販売段階における税務事項についての分析を提供する。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner
Tel: +86 10 8520 7508
Fax: +86 10 8518 7326
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Chengdu

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8188/8008
Fax: +86 28 6500 5161
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang / Tony Zhang

Partner
Tel: +86 23 8823 1208 / 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Dalian

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 411 8371 2888
Fax: +86 411 8360 3297
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner
Tel: +86 20 8396 9228
Fax: +86 20 3888 0121
Email: vicli@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu / Fei He

Partner
Tel: +86 571 2811 1901
Fax: +86 571 2811 1904
Email: qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

Zhengzhou

Charles Gong

Partner
Tel: +86 371 8897 3701
Fax: +86 371 8897 3710
Email: charlesgong@deloitte.com.cn

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Southern China (Hong Kong)

Ryan Chang

Partner
Tel: +852 2852 6768
Fax: +852 2851 8005
Email: ryanchang@deloitte.com

Eastern China

Kevin Zhu

Director
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Harbin

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 451 8586 0060
Fax: +86 451 8586 0056
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Victor Li

Partner
Tel: +852 2852 1600
Fax: +852 2541 1911
Email: vicli@deloitte.com.cn

Jinan

Beth Jiang

Partner
Tel: +86 531 8518 1058
Fax: +86 531 8518 1068
Email: betjiang@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner
Tel: +853 2871 2998
Fax: +853 2871 3033
Email: raytang@deloitte.com.hk

Nanjing

Frank Xu / Rosemary Hu

Partner
Tel: +86 25 5791 5208 / 6129
Fax: +86 25 8691 8776
Email: frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

Shanghai

Maria Liang

Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Shenyang

Jihou Xu

Partner
Tel: +86 24 6785 4068
Fax: +86 24 6785 4067
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Shenzhen

Victor Li

Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Suzhou

Kelly Guan

Partner
Tel: +86 512 6289 1297
Fax: +86 512 6762 3338
Email: kguan@deloitte.com.cn

Tianjin

Bill Bai

Partner
Tel: +86 22 2320 6699
Fax: +86 22 8312 6099
Email: billbai@deloitte.com.cn

Wuhan

Leo Wang

Director
Tel: +86 27 8526 6618
Fax: +86 27 8526 7032
Email: leowang@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung

Partner
Tel: +86 592 2107 298
Fax: +86 592 2107 259
Email: jichung@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

Northern China

Julie Zhang

Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 8518 1326
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0121
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (HongKong)

Doris Chik

Director
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2851 8005
Email: dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its network of member firms, and their related entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/cn/about for more information.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

The Deloitte brand entered the China market in 1917 with the opening of an office in Shanghai. Today, Deloitte China delivers a comprehensive range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. Deloitte China has also made—and continues to make—substantial contributions to the development of China's accounting standards, taxation system and professional expertise. Deloitte China is a locally incorporated professional services organization, owned by its partners in China. To learn more about how Deloitte makes an Impact that Matters in China, please connect with our social media platforms at www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

©2020. For information, contact Deloitte China.